

文京区の「**経営環境変化対策資金**」の利子補給と  
東京都の「**経営一般**」の保証料補助の併用について

文京区の「経営環境変化対策資金」の要件を満たし、かつ、東京都の「経営一般」の要件を満たす方は、区の利子補給と都の信用保証料の1/2の補助が受けられる場合があります。

【併用する場合の制度概要】

保証申込制度名  
融資対象

**東京都中小企業制度融資「経営一般」**

以下のすべてに該当する方

- ①文京区の融資あっせんの基本要件を満たし、かつ、東京都の「経営一般」の要件を満たすこと
- ②直近3か月間の売上が前年同期比10%以上減少していること
- ③従業員要件が下記に該当していること

業種	従業員数
製造業等	20人以下
卸・サービス(※)・小売業	5人以下

※サービス業のうち宿泊業・娯楽業は従業員数20名以下が対象になります。

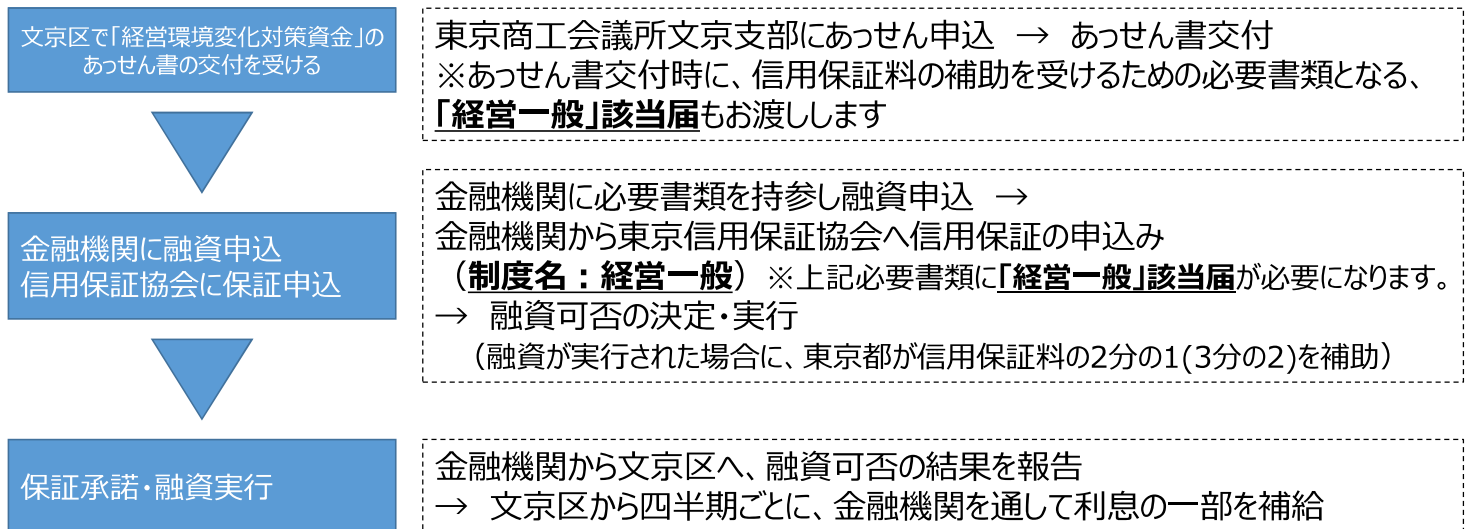
資金用途  
融資限度額  
返済期間  
融資・償還方法  
契約金利・利子補給  
本人負担率  
信用保証

運転・設備  
1,500万円（代表者が区民の場合は2,000万円）  
元金据置12か月以内を含む8年以内  
証書貸付・元金均等返済  
1.7%・1.5%  
0.2%  
東京信用保証協会の信用保証が必要です。  
**(東京都が信用保証料の2分の1を補助します)**

注 意 事 項

以下の場合、区の融資のみとなります。（東京都からの信用保証料の補助は受けられません）  
・「直近3か月間または1年間の営業利益」または「1年間の売上高」が10%以上減少した場合  
・「直近3か月間の売上高」が10%以上減少した場合で、従業員要件に該当しない場合  
・東京信用保証協会の審査により、要件に該当しない場合

【お申込みの流れ】



【お問い合わせ先】

【区制度に関すること】 文京区 経済課 産業振興係 ☎：03-5803-1173  
【都制度に関すること】 東京都 産業労働局 金融部 金融課 ☎：03-5320-4877